

## 【物価修正による算定書の作成】

### 1 適用範囲

用地調査点検等技術業務において、物価修正により算定書を作成させる場合の直接人件費の積算は、表1により行うものとする。

### 2 標準歩掛

表1

区分	単位	規模	職種	内業	備考
				算定(人)	
物価修正算定 (建物移転料)	棟	—	技師D	0.44	
物価修正算定 (工作物移転料)	枚	附帯工作物	技師D	0.33	※1
物価修正算定 (立竹木移転料)	件	—	技師D	0.22	

※1：附帯工作物調査算定要領(平成24年4月1日付け国関整用補第4号)様式2の枚数による。

### 3 留意点

#### ①物価修正算定(建物移転料)

- ・木造建物及び非木造建物のいずれにも適用する。

#### ②物価修正算定(工作物移転料)

- ・物価修正算定は復元費と再築費の経済比較を行わないことから、本歩掛もその前提で構成されている。
- ・附帯工作物以外の工作物においても同程度の作業量の場合は準用できるものとする。

#### ③その他

- ・建物移転料、工作物移転料及び立竹木移転料以外の通常生じる損失の補償の算定にあつては、物価修正算定の対象外となっていることから用地調査等業務費積算基準に定める再算定及び算定により積算を行う。
- ・本歩掛は、令和2年度4月1日以降に実施する業務について適用を行う。